

「新潟県スマイル・カンパニーシンボルマーク」使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、スマイル・カンパニー制度の登録事業者（以下「スマイル・カンパニー」という。）がスマイル・カンパニーシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

（使用者の範囲）

第2条 スマイル・カンパニーであること。

（使用制限）

第3条 前条の基準を満たす者は、広く媒体にシンボルマークを使用することができる。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、使用することはできない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用されるおそれがある場合。
- (4) 自己のシンボルマークや、商標・意匠として使用するおそれがある場合。
- (5) その他、不正な利用が行われるおそれがある場合。

2 スマイル・カンパニーは、本規程及び別紙「スマイル・カンパニーシンボルマークデザインマニュアル」に従って使用しなければならない。

（有効期間）

第4条 スマイル・カンパニーは、その登録期間が終了したときは、速やかにシンボルマークの使用を中止しなければならない。

（使用の中止等）

第5条 県は、不適正なシンボルマークの使用が認められた場合、使用者に対して、その使用の中止を求めることができる。

前項により使用の中止をしたときは、その旨を県のホームページ等を通じて公表する。

（使用料）

第6条 シンボルマークの使用料については、無料とする。

（シンボルマークに関わる権利）

第7条 シンボルマークに関する一切の権利は、新潟県に帰属する。

（規程の改定）

第8条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

（附則）

第9条 本規程は、平成18年10月24日から施行する。